

法令適用事前確認手続照会書

平成26年7月4日

消費者庁取引対策課長 殿

照会者氏名 NAWABARI 代表 出水 洋樹

住所

〒152-0004 東京都目黒区鷹番3-6-8 T'Sビル2F

連絡先

担当者名 出水 洋樹

電話番号 03-3794-8230

電子メールアドレス [info@lucci-diningbar.com](mailto:info@lucci-diningbar.com)

消費者庁における法令適用事前確認手続に関する細則の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。また、照会対象法令（条項）の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合には、照会者名が公表されることに同意します。

記

1 法令名及び条項

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第14条第1項、第15条第1項

2 実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為（必要であれば資料の添付ができる）

自社でバーチャルオフィスサービス（以下、本件仕組みという）を展開するに際し、「販売業者の氏名等」を省略し、現に活動している場所の住所ではないこと、遅滞なく開示する旨を記載した上で貸住所等の情報を記載することは、法第11条及び法第12条の違反による法第14条第1項に基づく指示又は法第15条第1項に基づく業務改善命令の対象とならないかどうかの照会。

本件仕組みの詳細については参考サイトをご参照ください。

参考サイト（本件仕組みHP）

<http://nawabari.net/>

3 当該行為と照会対象法令（条項）の規定との関係についての自己の見解及び根拠

本件仕組みによるサービスを提供するのに際し、法第 11 条、法第 12 条及び省令第 8 条について下記の解釈をしている。

① 省令に沿って「販売業者の氏名等」を省略した上で、氏名欄にブランド名を記載し、住所・電話番号欄に本件仕組みの住所・電話番号を記載することは、請求があれば氏名、現に活動している住所、電話番号を開示をするのであるから問題は無い。

② 省令に沿って「販売業者の氏名等」を省略した上で、消費者が誤認しないように氏名はブランド名、住所・電話番号は現に活動している住所・電話番号ではない旨も表記することで第 12 条の誇大広告の禁止にも抵触しないと考える。

問題点は三つあり、本件仕組みはいずれにも抵触しないと考える。

一、販売者氏名等を省略すること

二、販売者氏名、現に活動している住所・電話番号以外を記載すること

三、販売者氏名等、特に住所表記での誇大広告

〇一について

広告にスペースが無い場合を想定した省令と考えるが、実態として個人でネットショップを開業することが容易となった現在、本法律が消費者保護を担っている反面、販売業者の足枷となっており、個人情報を書きたくない事業者が省略している。本件仕組みは、単に省略するだけでは事業者としての信用度が低くなる恐れがあるため、間に第三者（弊社）が入って個人情報を守りながら少しでも信用度を上げようという趣旨である。請求があれば正規の情報を開示するため、上記①、②の手順を踏んでいけば問題無いと考える。

〇二について

バーチャルオフィス等の住所貸しが禁止されている理由として、当該契約を解除した場合に販売者の所在が分からなくなる恐れがあるためと考えるが、本件仕組みでは請求があれば開示をするのであって、責任の所在は明確である。

〇三について

本法第 12 条「・・・著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。」との条文があるが、ガイドライン内解説において下記の通り記載されている。

「著しい」に該当するかの判断は、個々の広告について判断されるべきであるが、例えば、「一般消費者が広告に書いてあることと事実との相違を知っていれば、当然契約に誘い込まれることはない」等の場合は、該当すると考えられる。

上記ガイドライン内の解説から考えると、例えば本件で取り上げている販売者住所においては、販売業者の住所がアパートの一室である場合と、住所貸の利用によって一等地の住所を記載している場合等、実態との乖離が本条に該当すると思われるが、この場合も現に活動している住所ではないという記載があれば解説の通りに問題無いと判断できる。

4 公表の遅延の希望（希望する場合のみ）

- (1) 理由 本照会の結果によっては、弊社にとってのビジネスチャンスとなるため、相応の準備期間を必要とするため。
- (2) 公表可能時期 2014/11/1